

## 平成 25 年第 4 回定例会（12 月）一般質問

### （3）二元代表制における首長と議会のあり方（主に一般質問における議論について）

○ 議員 宮下 裕美子 それでは3点目の質問に入ります。二元代表制における首長と議会のあり方、主に一般質問における論議について、お伺いします。地方議会はあえて言うまでもないのですが、国会と違って首長つまり町長と議会議員をそれぞれ選挙で直接、選ぶ制度になっています。これを二元代表制と言いますが、この二元代表制で重要なのは町長という個人と相對峙できるのは、議会という機関、すなわち議会という組織全体ということです。つまり町長は本人ただ一人の考えや判断で物事を進められるのに対して、議会は合議体、つまり議員が議論を重ねて出した結論によって物事を決定するというので、組織としてでなければ町長に對峙できない関係になっています。議会が合議体の機関であったとしても、その基礎を担っているのは、選挙で選ばれた一人ひとりの議員です。議員はそれぞれ独自の情報・感性・考え方で、町行政の課題や問題点を見つけ出しますが、それを議場という公の場で議員同士情報を共有し、様々な視点で議論を重ねることで議会の意思を作り上げ、それが結果として町を動かしていくということになります。この議会の意思を形成する過程も決めるための情報もひいては議員個人の考え方も元を辿っていけば、全ては町民のものです。公開されることが当然ですし、数の論理を元に一部の議員が見えないところで取り決める、あるいは事前に町長側と妥協し予定調和していったのでは、町民の付託に答える議会として本来の意味をなしません。つまり本会議など公の場の開かれた議論はもっとも重要であるということです。その中で一般質問は議員個人に与えられた固有の権利で、町政全般の執行状況や将来の方針、政策提言や行政への批判など直接、町長などの執行者に質問できる機会、議員個人の考え方で行えることから、町民も重大な関心と期待を寄せていると思います。そして町長は議員への答弁を通して町民に説明する責任を持っています。つまり議員への答弁はそのまま町民への答弁であり説明になるわけです。公の長である町長はどの議員に対しても公平かつ真摯に対応すべきものであるというふうに捉えています。以上、二元代表制における本会議の意味と一般質問の重要性を、分かり切っていることですが、説明させていただきました。そこで最初の質

問です。共通理解ができているか確認するために二元代表制において本会議や一般質問はどのような役割や目的を持っていると町長は考えているのか。お伺いいたします。なお、この質問は町長の考え方を聞いていますので、二元代表制の制度説明などは不要です。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 質問の中で二元代表制の制度説明はいらぬということではありますが、私としては少し言わせてもらいたと思います。私も二元代表制については、地方自治体は二元代表制というかたちで執行機関と議会は独立対等の関係に立ち、相互に緊張感を持ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しているということでは、共通の認識に立っていると思っています。質問の要旨からまず本会議はどういう役割を担うのかということに対しては、本会議での議事は地方自治法及び会議規則等に定められたルールに従って運営され、議員全員が参加し、議会の最終的な意思を決定する会議でもあり、首長などに一般質問を行い、行政全般についての所信を問うことや、提出された議案や議会としての意見表明などの審議議決が行われるもので、議員は審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら議会内で合意形成し、政策を決定していく。また、首長も直接、選挙で選ばれ、町民の付託を受け、行政運営を任されている責任もあり、それぞれの立場を主張し合いながらもまちづくりを共に進めていくための場でもあり、本会議はもっとも重要なものと理解しています。一般質問についても、やはり、議員一人ひとりが持っている意見の中で、私との議論の場所として一般質問があると思っていますが、一般質問が議員全員の合意の中でやっているというふうには思っておりません。大きな議会は会派制や会派代表というかたちになりますが、月形町の場合は一議員が全て質問できるという意味では、議員全員の相違ではないということは、理解しながら私も受け答えをしているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の町長の答弁で基本的な物事に対する認識は共有できていると考えます。それを踏まえて、昨今の本会議における議論、特に一般質問において、本質に向き合った建設的な議論ができているのか、時々、疑問に思う場面があります。町長は単独で物事を決められる立場であり、方針を示す立場ですから、その場で質問に対してご本人の方針や決定を示していただきたい。そういう明確な方向性が示されるべきものと考えています。

また、質問に対しては先ほども言ったように町民に対して説明責任を果たすという立場から、どんな議員に対しても真摯に答えて行かなければいけない、あえて質問に対して真摯に答えていない場面があると私自身は感じています。私は、この一般質問の中で先ほどの理念のようにお互いが町政の方向性をきちんと問い正しあるいはそれに答えるかたちで建設的な議論をすることが、本来の理念であります。現実的にはそれがうまくいっていないのではないかと私は感じるのですが、町長はいかがでしょう。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 建設的な議論の中で、町長は単独で判断して決定できる立場にあるということですが、色々な提案を含めて出てくる問題が全て私の即断・即決で返事ができないということが多々あります。それは行政の中ではトップではありますが、総合的な判断というのはその場所、その場所で提案を受けてそれを即答で答えられるものもあれば、違うものもあるということは、私は判断しているところです。建設的な議論という話になったときに、今回は12月、9月において議運の委員長から反問権は決してないわけですから慎重なさいということでした。私はかつて反問権という意味で反問することではなくて質問の趣旨がちょっと分からないので、もう一度、質問をしてくださいということは何回かありましたが、これも反問権の一部ということですから、今後は慎重なしなければならないと考えておりますが、質問の趣旨が分からない中で答えていくという部分、それが即決・即答で答えることがいわゆる建設的であるということでは決してない。時間を置いて判断しなければならない、即断でやらなければならない、それが時間を置いて判断しなければならないものが、建設的でないとしたら、それはまた違う解釈をされているのではないかと考えます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 即断・即決についてですが、私たちは、年4回のこの場でしか個人的に町長と対峙することができません。その中で町長の方針、これからどのように執行していくか。だから、そのまますぐに結論をださなくても、いついつまでに結論をだす、あるいはどういう方向で取り組んでいくのか、町長独自の考えを聞くことはできると思うし、そういう答えを求めています。これまで私が質問した中で、答弁の中で通告書に書いていないので答えられないという答弁を受けたことがあります。通告書は概要を示すものであって、質問内容を全て掲載するものではないです。執行者として

町長の考え方あるいは取り進め方を聞いている場面で、区長・区長会議に図ってその意見を十分に聞いてから決めていくということも何度もありましたけれども、区長会議に図ることも一つの手、その中で町長はどのように判断して方向性をだすのかということをおしは求めています。それからいくつかの提案に対して初めて聞いたので答えられないという答弁をされることも間々ありましたけれども、初めて聞いた中でも執行者としてそれにどのように取り組むかという姿勢は十分、示せるはずではないか。そのようにおしは考えています。そういうことから、これらのことについて、今後、どのようなかたちで町長自身は、これからも同じような姿勢なのか。先ほど言ったように一般質問も含めた中で、二元代表制のきちんとした町民への説明の場というのがこの一般質問ですので、そのあたりどのように取り組むのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 私は今までの質問の中で行政区長を含めたところでしょうか意見を聞いて答弁したつもりであります。また、一般質問の中でこれはこのようにやった方がいいのではないかということについても、その場で即断してできるものとできないものがあります。そのことについて、方向性を示せといっても、こっち側の方向でやります、これはやりませんと示せない場合もあります。そういう意味で私は決して不誠実な答弁を繰り返していたとは思っていません。これからも誠実なかたちで答弁を続けたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。